

〈研究・調査報告〉

## ユニバーサルツーリズムと観光教育

中 沢 信一郎

### 【要旨】

本報告は観光教育のユニバーサルツーリズムについて、(a) ユニバーサルツーリズムという用語の概念を整理する、(b) 観光庁のユニバーサルツーリズムに関する資料から調査・研究の動向を整理する、(c) 本学観光学部における観光教育の観点から、ユニバーサルツーリズムの授業科目の位置付けを行う。その具体例として、ピクトグラム制作課題の有用性について検討し計画立案するという3点の作業を行い、研究・調査報告を進めた。その結果、本学観光学部発のユニバーサルツーリズムの取組みの射程が定められ、「観光デザイン」という特色を持った観光教育が施される道筋について報告した。

**キーワード：**ユニバーサル社会、ユニバーサルデザイン、ユニバーサルツーリズム、観光教育、観光デザイン

### はじめに

我が国政府の観光政策の一つとして、ユニバーサルツーリズムがある。このツーリズムの理解・啓蒙・普及・促進の動向は、例えば観光庁のウェブサイト「観光庁ホーム > 政策について > 観光産業 > ユニバーサルツーリズムについて」と階層的に辿ると確認できる。具体的には同庁は、2008年3月に「観光のユニバーサルデザイン化 手引き集 ～だれもが旅行を楽しめる環境づくりのために～」とそのリーフレットを発刊<sup>1)</sup>しており、それ以来、毎年度ごとの報告書・事例集・リーフレットなどの電子版がいつでも誰でも同庁のウェブサイトからダウンロードして活用できるように整理されて来た。この試みは、2008年10月1日に国土交通省の外局として観光庁が発足していることから、同庁設置と共に歩んで来たとも云えよう。2022年1月4日現在の最新の内容は、2021年3月に観光庁観光産業課から「「バリアフリー旅行サポート体制の強化に係る実証事業」報告書」として掲載されている。

10年を優に超えるユニバーサルツーリズムに関する継続的な調査活動の必要性の有無は、この間の我が国の法令等の整備状況と照らし合わせて理解を進めることができる。すなわち、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法、1994年施行、2006年廃止）」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移

動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法、2000年施行、2006年廃止)が2006年に統合され、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法、同新法とも呼称、2006年)」として制定されるに至ったことが契機の一つになろう。

また、2018年12月の「ユニバーサル社会実現推進法(ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律)の制定・施行の流れがある中、バリアフリー法が12年の歳月を経過し、この間の同法の運用上の問題点等を検討した上で「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(改正バリアフリー法と呼称)を2020年6月に一部施行、2021年4月1日に全面施行するというのが、ユニバーサルツーリズムを来べき社会に根付かせる下地となっている。

## 研究方針

本稿では、ユニバーサル社会の実現に向けた我が国政府の政策上の取り組みと法令の整備状況<sup>iii</sup>を確認した上で、本学観光学部における将来のカリキュラム編成等に資するよう、下記の3点に焦点を絞りながら研究方針を定め、調査報告を行った。

- (a) ユニバーサルツーリズムという用語の概念を整理する
- (b) 観光庁のユニバーサルツーリズムに関する資料から調査・研究の動向を整理する
- (c) 本学観光学部における観光教育の観点から、ユニバーサルツーリズムの授業科目の位置付けを行う。その具体例として、ピクトグラム制作課題の有用性について検討し、計画立案する。

## 到達目標

上述の(a)と(b)の研究・調査報告により、(c)の計画立案の動機・根拠・各種法令との整合性などを論理的に導き出し、本学観光学部が必要とする観光教育の内容にユニバーサルツーリズムを具体的に落とし込むことを到達目標とする。

また、観光庁のウェブサイト掲載のユニバーサルツーリズムに関する資料一式は、観光教育上、初学者に十分な内容が提示されており、ユニバーサルツーリズムを観光学に取込む際の参考資料に掲げることができよう。

(ユニバーサルツーリズムとは)

ところで、JTB 総合研究所のウェブサイト掲載の観光用語集<sup>iv</sup>では、ユニバーサルツーリ

ズムを以下のように解説している。

\*\*\*

ユニバーサルツーリズムとは、すべての人が楽しめるように作られた（ユニバーサルデザイン）旅行のこと。ノーマライゼーションの観点から高齢者や障害者が主に参加できる旅行を、日本はバリアフリーツーリズム、欧米はアクセシブルツーリズム<sup>v</sup>と一般に呼ぶが、ユニバーサルツーリズムは一步進んで、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できることを目指そうとするもの。

人工透析を受ける施設と契約した海外旅行や段差の少ない宿を選んだ国内旅行、妊婦用の施設を備えた宿に泊まるマタニティ旅行など、あらゆる人に優しい旅行が少しずつ増えてきている。言葉に不自由さを感じる訪日外国人旅行への必要な対応もそのうちの一つ。2016（平成28）年4月1日施行の障害者差別解消法による効果も期待されている。

\*\*\*

（バリアフリーとユニバーサルデザインの違い）

ユニバーサルデザインという用語が日本社会の日常にどの程度定着しているのかの定量的な判断は難しいが、2015年9月以降の急速な持続可能な開発目標（SDGs）の世界的な広がりとも相乗効果となって浸透しつつある。これに先行してバリアフリーという用語は1960年代後半の発祥からの期間の厚みを経て、広く社会に知られている<sup>vi</sup>。そこでまずは、バリアフリーとユニバーサルデザインの起点となる発想の違いを1点、端的に指摘する。

バリアフリーとは、すでに出来上がった何らかの物理的な障害物等を取り除くことで、身体の移動を容易にすることを目的としおり、今ではその拡大解釈で「心のバリアフリー」のような心的な状態をも対象とする流れを醸成しつつある。他方、ユニバーサルデザインとは、例えば、日常生活を送る際に必要とする身体の延長上の道具等をデザインし製品化する際に、予め・前以て誰でも使えることを想定してデザインされるという計画性を保持し、実用の用途を初期段階で工夫している<sup>vii</sup>。

世界の生活環境の現状はアクセスシブルでは無い「障害物だらけ」の世の中であるから、バリアフリーの発想で解決されるべき問題は具体例を伴い無数にある。併走して「人権」・「基本的人権」・「人が生れながらにして、単に人間であるということに基づいて享有する普遍的権利」等の権利用語とそれらの考え方がユニバーサルデザインの根幹にあり、これが社会全般に敷衍するためには原則も必要となろう。例えば、ロナルド・メイスを中心としたアメリカ合衆国のノースカロライナ州立大学のユニバーサルデザイン研究所<sup>viii</sup>が、1980年代中葉に「ユニバーサルデザイン7原則」を概ね以下のような意味合いでまとめていると判断した。

- (1) 誰でも同じように利用できる「公平性」
- (2) 使い方の自由度「柔軟性」
- (3) 簡単に使える「単純かつ直感的な使用感」
- (4) 明確な情報がすぐに分かる「認知性」
- (5) ミスを生まない「許容力と安全性」
- (6) 無理なく使えて体への負担が少ない「効率性」
- (7) 誘導と利用のための十分な大きさと広さ「シームレスな身体の移動の必要性」

以上、下記の3つの報告を行う上で、研究方針と到達目標を明示し、本稿のキー概念である「ユニバーサルツーリズム」について、その上位概念である「ユニバーサルデザイン」と「バリアフリー」の発想の違いを列記し、併せて「ユニバーサルデザイン7原則」を明示した。

## 第1報告

### ユニバーサルツーリズムという用語の概念を整理する

ユニバーサルツーリズムを調査・研究の対象とする構えは、観光庁が発足する前から「観光のユニバーサルデザイン化」のタイトルで推し進められていた。後の「ユニバーサルツーリズム」という観光用語の定着は、「ユニバーサルデザイン」の一つの有り様と考えて良いと思われるが、例えばユニバーサルデザイン = Universal Design のように、ユニバーサルツーリズム = Universal Tourism とはいかず、英語圏ではアクセシブルツーリズム (Accessible Tourism) という用語が定着している。とはいえ、ユニバーサルツーリズムが完全な和製英語かと言うとドイツなど非英語圏の他国から類似の使用例が認められることから、このままユニバーサルツーリズムが日本語として定着することが本質的な内容の逸脱に向かうとも思われず、本稿においてもアクセシブルツーリズムと云い換えずにユニバーサルツーリズムの名称を用いることを踏襲する。またユニバーサルツーリズムは本学部の授業科目名としてもこれまでに用いられて来た。

このことを類似の事例から補足すると、例えばスロープ (slope) のようにカタカナの用語として定着して日本社会に馴染んでいる言葉は、未だそのまま本来的な意味合いにあるランプ (ramp) の代わりに使用されている。今後は英語圏での使われ方を踏まえてランプに置き換えるという試みは、後の時代の要請に委ねることになろう。この点でユニバーサルツーリズムも然りと云えなくもない。そこで、これまでに「ユニバーサルツーリズム」という観光用語が完全な和製英語とは云わないまでも欧州の非英語圏では定着していること、この用語が登場するまで「観光のユニバーサルデザイン化」という表現で伝わる内容とその対象に関する調査・研究が先行的に報告されていること、「ユニバーサル社会」という用語も普及・促進の途上にあることを鑑み、ユニバーサル社会 > ユニバーサルデザイン > ユニバーサル

ツーリズムという階層を持った枠組みが既知の状況にあると、便宜上認識したい。

ここでは英語の形容詞である「ユニバーサル」を共有して階層的に用語を扱ったが、この「ユニバーサル」という言葉は「インターナショナル」と「グローバル」という形容詞と同様、国際社会の合意形成のプロセスでは多用される頻出語の一つとなろう。例えばユネスコ世界遺産の登録制度においては、「顕著な普遍的価値」(OUV, Outstanding Universal Value)の有無をキー概念として「ユニバーサル」を用いている。観光施設では、2001年に大阪にオープンしたユニバーサル・スタジオ・ジャパンのようなテーマパークの名称の一部に使われた(その出自にアメリカ合衆国の映画製作・配給会社のユニバーサル・ピクチャーズなどを持ち、「ユニバーサル」というカタカナ表記は一定の年月を経て、日本社会に定着して来た)。国内的には、電気通信事業法では「電話のユニバーサルサービス」を維持するコストをその名目で電話会社が負担することが制度化されている。これらの事例から、ユニバーサル社会 > ユニバーサルデザイン > ユニバーサルツーリズムという階層を持った枠組みを認識しながらこの用語の普及を理解できよう。

一方、この「ユニバーサル」を冠すれば、人間行動のある事象の普遍性が担保されるのかと云えば、それ以外の用語もあり、例えば「ノーマライゼーション」(1959年法、デンマーク)は、障害のある人々の生活状態は一般社会の中で普通の生活が送れるような条件の改善を整えるべきであるという考え方を現し、そして「ソーシャル・インクルージョン」(社会的包摂)は、「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念を示す用語<sup>x</sup>として普及して来た。

以上を第1報告の考察とする。

## 第2報告

### 観光庁のユニバーサルツーリズムに関する資料から調査・研究の動向を整理する

(観光庁発足以前の時系列)

「ユニバーサルデザイン政策大綱」(国土交通省、2005年)の「III. 具体的施策 8 様々な人・活動に応じた柔軟な対応」には、「地理不案内者や外国人も念頭においた案内標識等の整備の促進」の文言があり、この案内標識等の整備にはピクトグラムの活用が有効となろう。その後、ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光促進検討会(2006-2007)、観光立国推進基本計画(2007)、観光のユニバーサルデザインガイドライン(2008年3月)と続き、「ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光促進シンポジウム」が東京・新宿の京王プラザホテルにて開催<sup>ii</sup>(2009年3月)されてもいる。このシンポジウムでは、観光におけるユニバーサルデザイン化の促進を図ることを目的とし、特に旅行会社や宿泊施設等において求められる人材の育成を議論するために開催したと云う。

(我が国の人口動態)

我が国の人口の推移は 2008 年に 1 億 2808 万人に達したのを人口ピーク（平成 27 年版厚生労働白書 一人口減少社会を考える一）とし、直近の総務省統計局の「人口推計 2021 年（令和 3 年）12 月報」では、1 億 2568 万 2 千人となり、人口減少の傾向が続いている。ただし国勢調査に現れる年齢 3 区分別人口（15 歳未満人口、15～64 歳人口、65 歳以上人口）の 65 歳以上人口が占める割合の増加は、ユニバーサルツーリズムの潜在需要の増加として捉えることが可能であり、その対応への試みが経済効果を生み出すことに官民を上げて取り組む状況にあらう。経済効果が有れば持続可能なツーリズムの一つになり、我が国のユニバーサル社会の豊かさに繋がるのではないかと期待されるところである。

(観光庁発足時の試みとユニバーサルツーリズムの市場の捉え方)

ユニバーサルツーリズムの普及・促進の課題として、観光庁は以下の示唆を与えている。

本稿・第 2 報告では、「ユニバーサルツーリズムにおけるサービス提供に関する調査報告書」（観光庁観光産業課、2012 年 3 月。調査委託機関：株式会社オリエンタルコンサルタンツ、以下、この第 2 報告内では単に当該報告書と称す）の概要を示す「ユニバーサルツーリズムにおけるサービス提供に関する調査【概要】」（観光庁観光産業課、以下、この第 2 報告内では単に当該報告書・概要と称す）の内容を紹介しつつ、その要点の整理を試みる。

ここではまず今後の日本の人口動態を鑑み、「潜在的需要が大きい高齢者、障がい者の旅行の対応は必要不可欠」という認識を示し、「現時点で制約をもった方で、旅行に行かない層」が旅行に行くようになること、また、「現時点では旅行に行っているが、将来、障がいを持つ可能性がある層」が、将来も継続して旅行に行くようになることが重要と指摘し、そのために必要な政策を立案していくという方向性を定めている。観光庁はこの二つの層にユニバーサルツーリズムを活用したいという潜在需要があることを調査することとし、ユニバーサルツーリズムに応えるため旅行事業者がサービス提供の際に直面する課題とその背景要因について、モニターツアーを実施するなど有用な活動の結果を報告している。例えば複数の国内先進事業者のバリアフリー旅行の企画・実施の具体的事例を紹介し、これらに続くサービス事業者の掘り起こしを喚起するよう普及・促進に努めている。

そしてユニバーサルツーリズムが成立するためのビジネスプロセスは、当該報告書・概要がフロー化させる企画・宣伝・販売・実施・その他のプロセスを総合的に判断した上で、各種法令などとも照らし合わせて通常の旅行業務よりも慎重に進める必要性を説いた。ユニバーサルツーリズムを通常の旅行企画として成立させるための要諦として、フローの全工程の中に「参加者ヒアリング」と「フィードバック」の 2 点の作業を盛込むことが重要と考え、モニターツアーの実施と同ツアー中のアンケート調査をその機会とした。そして、これらを加味した最終的な評価を企画に反映させている。

次に対象者について、ユニバーサルツーリズムを活用する「多様な旅行者」を視覚障害者・

聴覚障害者・肢体障害者・内部障害者・知的障害者・精神障害者・高齢者・子供連れと妊娠中の人・外国人旅行者と想定している。ここに下線で示した将来的な日本の総人口に対する高齢者の占める増加の割合と、人口爆発とも言える世界的な状況下での外国人旅行者（インバウンド、訪日旅行）の取込みという国策の双方を本流とした観光市場には、ユニバーサルツーリズムの可能性を追求する機運が醸成されている。上述の「多様な旅行者」を障害者のみに限定するよりは、高齢者・外国人旅行者等をも含めたマスマーケット（巨大な大衆市場）をターゲットとしたツーリズム事業を観光産業に定着させることで、中長期的な経済効果を生み出すことを目指すものとなろう。

#### （千葉県鴨川市へのモニターツアーの実施）

当該報告書の17頁から29頁までは「4. モニターツアーの実施」の章立てであり、旅行者の協力を元に実施された具体的事例の紹介に努めている。掲載されたモニターツアーの4例の内、その一つが本学観光学部が所在する鴨川市で行われているので、本学観光学部が所在し土地勘のあるこの事例について、その大筋のツアー行程を以下に紹介したい。

「ぼかぼか春の房総といちご狩り」（館山・鴨川）と名打ったツアーは、クラブツーリズム株式会社を主催旅行事業者とし、高齢者・肢体不自由者・視覚障がい者・サポーター（介助者）を対象者として2012年3月18日（日）～19日（月）の一泊2日で実施された。このツアーは東京都の新宿区からバスで鴨川に向かうという首都圏の需要喚起をマーケットとした小旅行である。参加者数は車いす利用者及び家族4組8名とサポーター（介助者）5名の構成であった。神奈川県川崎市から東京湾を横断して千葉県木更津市へ至る東京湾アクアライン上の海ほたるパーキングエリア、南房総の「道の駅」の休息施設を経て、最終目的地（宿泊先）は、眼前の太平洋を一望できる老舗の鴨川グランドホテルである。同ホテルでは介助入浴が行われた。翌日は鴨川シーワールドを見学した後にはいちご狩りを体験し、新宿に帰着するという行程であった。

当該報告書にはキャプションが付された小旅行の写真が6点掲載されており、旅行の内容を窺い知ることができる。2012年時点の状況では、移動にはリフト付きの大型バスが導入されており、鴨川シーワールドでの障がい者対応はスロープが用意されている状況であった。いちご狩り体験では、バリアフリーレーンの利便を得た。その他モニターツアーの実施結果の項目には、「利用者の感想など」と「ツアーを通じて明らかになった課題」が列記されている。

鴨川市を旅行先とした上述の事例のような実施結果から見えてくる市場を掘り起こすために必要な事項は、以下の3点に集約されていた。

- (1) 高齢者の旅行参加を促す
- (2) 障がい者（現在旅行に行けない人、何らかの制約のある人）の参加を促す

### (3) サポーター（介助者）の旅行参加（市場としての開拓）

人手不足な労働環境を背景に持つこれらの必要事項から、ケアマネージャーと福祉の専門分野からのアドバイスや介助者・サポーター等の人材養成が継続した課題にあることも想像されよう。ケアマネージャー、老人福祉施設、地域包括・在宅介護支援センター等との連携が必要とのことその他、大学、専門学校とのタイアップ、体験ツアー（教育プログラム）の構築を指摘していることは、本学観光学部においても地域連携の取組みとして一定の役割りが求められると考えてよい。また、本学には福祉総合学部があることから、観光学部との双方が連携した取組みが行えることは本学の強みとして構想できよう。

#### （観光庁発足時に示された今後の課題）

「旅行業界全体の底上げ」を行うために「各旅行事業者がスムーズにユニバーサルツーリズムに参入できるように、業界全体としての環境整備が必要不可欠であり、今後、業界団体等の主導により企業間の連携なども含めて実施する必要がある」と述べ、「認知度向上のための対応方針」は、「ユニバーサルツーリズム、バリアフリー旅行の認知度を高め、健常者も含めた理解を促進するとともに、観光産業の振興に寄与する事業を実施することが重要となる。」とされる。

今後の課題としては、2012年時点の試みから「ユニバーサルツーリズムを推進するためには、旅行事業者だけでなく、受け地側の課題、利用者の課題、国、業界が対応すべき課題が存在することが明らかとなった」とし、翌年度以降の調査の対象を変えていくことになる。

第2報告の主要な作業としては、まず観光庁発足以前の時系列を追うことで社会的な要請の状況を確認し、続いて我が国の人口動態と観光庁発足時の試みとユニバーサルツーリズムの市場の捉え方から持続可能な市場の在り方を理解した。その後、千葉県鴨川市へのモニターツアーの実施を紹介し、その結果も反映しつつ観光庁発足時に示された今後の課題を列記するという流れである。この作業は、観光庁の10年を超過する試みの始まりの時期を捉えることで一連の展開の起点とし定点化するためのものである。2022年は千葉県鴨川市へのモニターツアーからちょうど10年の歳月が流れたことになるので、その後の経過観察を求めることで時系列の比較調査も可能となろう。ここでは観光庁が発足し観光産業課が担当する施策の実施とその記録化作業としての報告書の発刊の初動の活動から、本学観光学部の教育内容との接点で注目すべき事項を整理した。

以上を第2報告の考察とする。



### 第3 報告

本学観光学部における観光教育の観点から、ユニバーサルツーリズムの授業科目の位置付けを行う。その具体例として、ピクトグラム制作課題の有用性について検討し、計画立案する

本学部には授業科目として「ユニバーサルツーリズム」（講義・2単位）があり、本稿執筆者は2019年度から2021年度まで担当した。その際、第2報告で言及した観光庁のウェブサイト掲載の資料一式を活用し、ユニバーサルツーリズムに対する体系的な理解と時系列の促進・普及の状況を履修者が明瞭に認識できるよう努めた。併せて、ユニバーサルツーリズムを支える人材養成に資することを目指し、観光教育の一環と位置付けた。15回分の講義全体を通して観光庁のリーフレット・報告書等を履修者と読み合わせ、各回の講義の前後で予習・復習の記述の提出を求めた。また講義内容の独自色を出す上で、履修者全員にオリジナルのピクトグラム<sup>xii</sup>の作成を課し、提出された個々の課題の紹介を教室内で行った。第3報告ではそれらの作品を紹介する。

（ピクトグラムとは）

我が国の社会の実装にピクトグラムが登場して久しいものの、ピクトグラムの出自についてはオーストリアの社会・経済学者、オットー・ノイラートが1920年頃に着想したアイソタイプ<sup>xiii</sup>を案に上げる説がある。その時点ではピクトグラムという呼び名では無かった。

ピクトグラムを一言で述べると絵文字・絵記号のような類いで、典型的な事例に性別を表す公共トイレの出入り口のマークやオフィス空間からの緊急避難の緑色の非常口など、ピクトグラムは見慣れた日常の中にある。

この漸進的に社会の一隅に現れたピクトグラムが規格化されるような動きを見せるのは、例えば非常口のサインの例は時の消防庁が1979年に一般募集を掛けたことがきっかけである。この後1980年代にISO（国際標準化機構）の国際規格案として、日本政府が提出し採用された（1987年）という経緯を辿った。

ピクトグラムに纏わる最新の出来事としては、今夏に開催された「東京オリンピック・パラリンピック」の機会にある。開会式を発信の場としたピクトグラムが創造的に考案され、大いに活用されたことが特筆されよう<sup>xiv</sup>。その歴史的な背景として、1964年の東京オリンピックで革新的に導入されたピクトグラムが、当時考案された内容に価値を見出しながらバトンを引き継ぐかたちで2021年に新たなピクトグラムとして生まれ変わったと言ってよい。競技種目が増えたことから、ピクトグラムの数も増えている。このように日本のピクトグラムの普及は、1964年の東京オリンピックを起点に今日まで連綿と続く状況を生み出している。

(ピクトグラム制作の有用性と創造力)

以下の図 1 はユニバーサルツーリズムの講義の概念フローのチャートである。ユニバーサルデザインと観光教育を上位概念とし、これら二つの流れを図 1 のように捉えつつ、観光デザインの一環としてピクトグラムの制作を試行した。



図 1：ユニバーサルツーリズムの講義の概念フローのチャート

履修者に求めたテクニカルな作業としては、MS PowerPoint を利用しての作図を行わせた。いわゆるデザイン教育は、個々人の創造力の育成の観点から有用な手段と考えて良い。創造力は、学部卒業後の社会が求める「社会人基礎力・3 能力 12 能力要素」（経済産業省の提言、2006 年）の一つであり、「新しい価値を生み出す力」（既存の発想にとらわれず、課題に対して新しい解決法を考える）を満たすこととする。また創造力の発露は、分野横断的に我が国の学士課程教育が共通して目指す「学習成果」の参考指針としての学士力（文部科学省）の伸長に多大な影響を与えよう。第 1 報告と第 2 報告において整理された内容を踏まえ、かつ、ユニバーサルデザインと観光教育の双方を出発点として観光デザインに帰結するような認識を培う講義を施した。

(ユニバーサルツーリズムの講義の概要)

2021 年度の講義は、観光庁のウェブサイト掲載のユニバーサルツーリズムに関する資料一式を時系列に追うことを基調とした。それらの資料を講義の各回の内容として展開しながら、予習と復習の文章記述の課題提出の際に自ら読み込まないと提出条件が整わなくなるという工夫も行った。

併せて、観光デザインを履修者に対する観光教育として施した。具体的には東京オリンピック・パラリンピックの開催年であることから、ピクトグラムに着目してその制作課題を与えた。また提出方法においては、Google 社が開発した LMS にある Classroom を活用し、ピクトグラムの制作には、Microsoft 社提供の PowerPoint を活用した課題を右のように提示した。

\*\*\*\*\*

ここではピクトグラムの中間提出の説明から始めます。詳しくは5月27日の講義中に説明します。

- 1) まずはMS PPT（パワーポイントのこと）、1枚で「ピクトグラムのみ」を作成
  - 2) 学籍番号と氏名は自動に生成されるので記す必要はありません
  - 3) 「ピクトグラムのみ」を作成の意味合いは、本来、ピクトグラムというものは「ぱっとみてわかる」代物です。従って文字での説明は入りません。ただし、ピクトグラムそのものに「より効果的に」文字が入る必要があるならば、それは可とします
  - 4) 提出はピクトグラムのみとし、Google Classroomのこの場へ送ること
  - 5) 提出用のファイル名は、例えば、tw18-345\_ver.1.0 などとすること
- \* 中間提出の期限は、6月3日 13:30 とします。

\*\*\*\*\*

同様の課題の提示に応えた次頁のピクトグラムの習作を、例えば2020年度の課題作品から見よう。

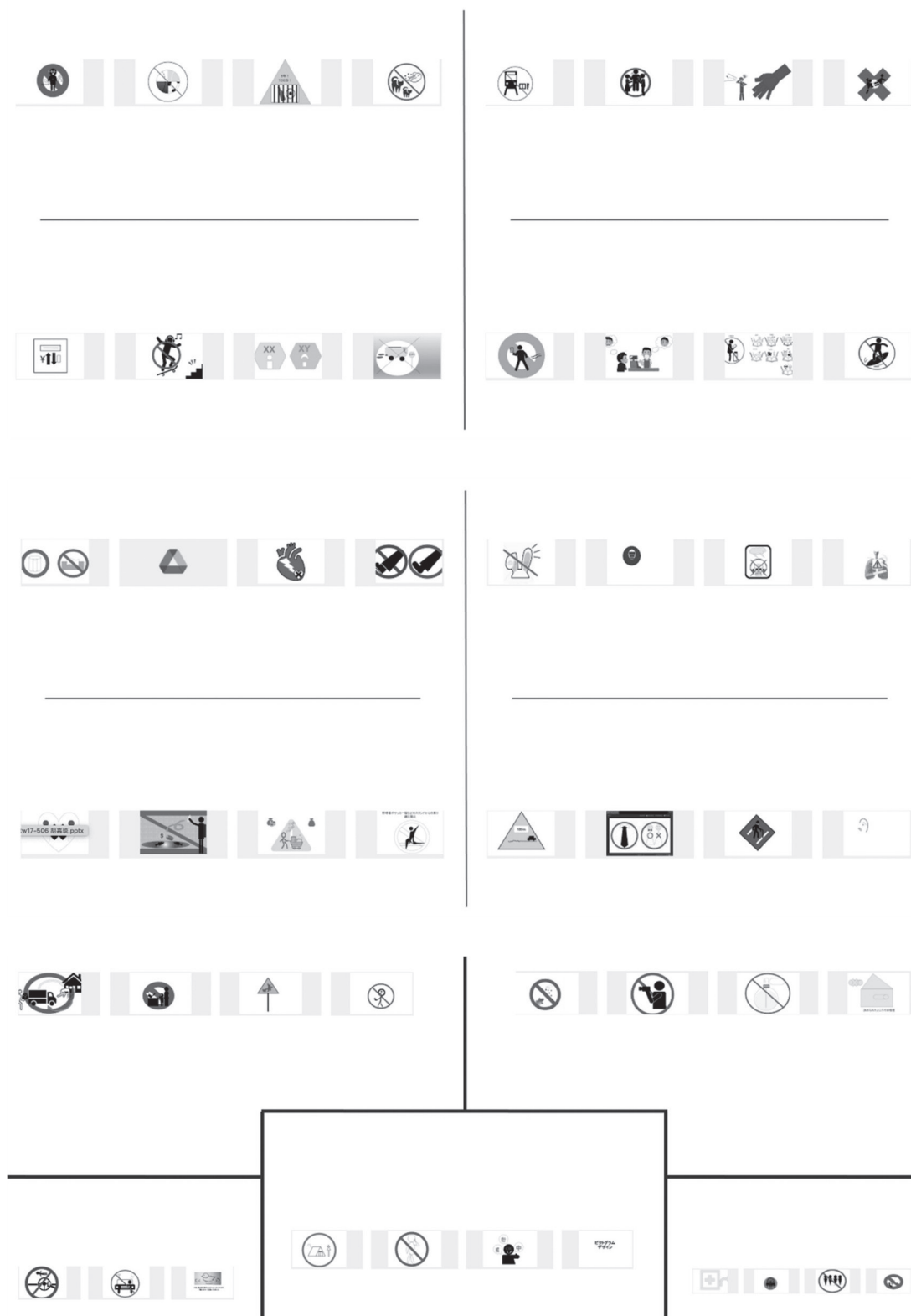


図 2 : 2020 年度・履修者のピクトグラムの習作 (50 点、1 点の欠番を除く)

実際の課題提出が始まる前までは、必ずしも芸術系の学部に所属している訳ではない観光学部の学生の制作に対して、果たして提出自体が可能であるのか心配する側面もあったが、図2の通り、結果としては課題の意図を理解し上手に提出できている。その要因は、1) ピクトグラムの画像検索をインターネットで行えば、すぐにイメージを掴めること、2) 写実的な描き方の技量が拙くても、幾何学的な構成で記号化できること 3) ユニバーサルデザインのアプローチは、美術的なセンス以外の意味からデザインの着想を敷衍することが可能なこと等の条件も手伝った結果とも云えよう。

上述の（バリアフリーとユニバーサルデザインの違い）で触れた「ユニバーサルデザイン7原則」と照らし合わせて今回のピクトグラム制作の評価を求めると、概ね全ての原則が示す内容に則ってピクトグラムが配慮を表すことができたこと云え、これを観光教育上有用な試みと考えたい。

以上を第3報告の考察とする。

## おわりに

本稿では研究・調査報告として、3つの報告を行なった。第1報告は、日本におけるユニバーサルツーリズムという用語の普及に注目して整理した。その結果、階層的な整理が可能なことを確認した。第2報告は、ユニバーサルツーリズムの普及・促進に関する観光庁の試みの内、その時系列的な起点になり得る2008年から2012年ごろの初動の時期に関心を寄せて整理した。ここでは我が国の将来予測が可能な人口動態を背景にユニバーサルツーリズムの市場に潜在需要があることと、モニターツアーの具体例を把握する作業となった。そして第3報告においては、本学観光学部における観光教育の観点から、ユニバーサルツーリズムの授業科目の位置付けを進めた。その具体例として、ピクトグラム制作課題の有用性について検討し、講義を計画立案したことを報告した。この結果、本学観光学部発のユニバーサルツーリズムの取組みの射程が定められ、特色を持った観光教育が創案される道筋について触れた。それぞれの報告には継続的な課題があり、次年度に引継がれている。

最後に本稿は、城西国際大学観光学部の授業科目「ユニバーサルツーリズム」の教育効果の一部を反映させたことを追記する。

## 【注】

<sup>i</sup> ユニバーサルツーリズムの用語解説は、例えば JTB 総合研究所の観光用語集を参照。

<https://www.tourism.jp/tourism-database/glossary/universal-tourism/>（2022年1月11日、閲覧）

<sup>ii</sup> 観光庁発足前のこの時期は、国土交通省総合政策局が業務を担っていた。下記の2点を参照。

「誰もが旅行を楽しめる環境づくりのために ～観光の“ユニバーサルデザイン化”を目指して」

(リーフレット)

<https://www.mlit.go.jp/common/000059421.pdf> (2022年1月11日、閲覧)

「観光のユニバーサルデザイン化 手引き集 ～だれもが旅行を楽しめる環境づくりのために～」(手引集)。課題に対する検討方針や論点の整理を実施。

<https://www.mlit.go.jp/common/000059422.pdf> (2022年1月11日、閲覧)

- iii ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(2018年12月14日公布・施行)第二条一には「ユニバーサル社会」の用語の定義が示されている。

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=430AC1000000100> (2022年1月11日、閲覧)

- iv 観光に関する基礎用語 185語を解説

<https://www.tourism.jp/tourism-database/glossary/> (2022年1月11日、閲覧)

- v アクセシブル・ツーリズムの用語解説は、例えばJTB総合研究所の観光用語集を参照。

アクセシブル・ツーリズムとは、障害者や高齢者など、移動やコミュニケーションにおける困難さに直面する人々のニーズに応えながら、誰もが旅を楽しめることを目指す取組みのことである。英語の「ACCESSIBILITY」(アクセスしやすい、利用しやすい)に依拠する。同義語として、日本ではバリア(障害や障壁)除くという意味で「バリアフリーツーリズム」やユニバーサルデザイン(誰もが使いやすいデザイン)から派生して「ユニバーサルツーリズム」という名称も使われている。

<https://www.tourism.jp/tourism-database/glossary/accessible-tourism/> (2022年1月11日、閲覧)

- vi 「日本におけるバリアフリーの歴史」(高橋儀平、日本義肢装具学会誌、VoL36No.1 2020)に詳しい。論考に「表1 日本のバリアフリーの沿革」として、時系列に整理されている。

- vii 具体例ではユニバーサルデザインに基づくYKK株式会社のファスナーがある。

<https://lynco.ykkfastening.com/shop/pages/universaldesign.aspx> (2022年1月11日、閲覧)

- viii The Center for Universal Design, North Carolina State University's School of Design in Raleigh

<https://projects.ncsu.edu/ncsu/design/cud/> (2022年1月11日、閲覧)

- ix 厚生労働省障害保健福祉部では、ノーマライゼーション7か年戦略「障害者プラン」に沿ってサービス提供体制の充実に取り組んでいる。

[https://www.mhlw.go.jp/www1/topics/profile\\_1/syougai.html](https://www.mhlw.go.jp/www1/topics/profile_1/syougai.html) (2022年1月11日、閲覧)

<https://www8.cao.go.jp/shougai/honbu/kaigi001/sanko2.html>

<https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/glossary/Normalization.html>

- x 障害保健福祉研究情報システムの重要な用語の解説を参照。

[http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/glossary/Social\\_Inclusion.html](http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/glossary/Social_Inclusion.html) (2022年1月11日、閲覧)

- xi 「ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光促進シンポジウム」の開催。当日の会場の京王プラザホテルでは、客室にユニバーサルルームを複数持つなどユニバーサル対応に力を入れている。

[https://www.mlit.go.jp/kankocho/news06\\_000014.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_000014.html) (2022年1月11日、閲覧)

- xii 「2020年に向け、分かりやすくなったピクトグラム」のタイトルで、政府広報オンラインにて解説されている。政府広報オンラインは、内閣府大臣官房政府広報室が運営する「国の行政情報に関する

るポータルサイト」。

[https://www.gov-online.go.jp/eng/publicity/book/hlj/html/201708/201708\\_02\\_jp.html](https://www.gov-online.go.jp/eng/publicity/book/hlj/html/201708/201708_02_jp.html) (2022年1月11日、閲覧)

- xiii オットー・ノイラート (Otto Neurath、1882年－1945年) とアイソタイプについては「artscape アートスケープ」の簡潔な説明に拠った。「artscape アートスケープ」は DNP 大日本印刷の文化活動の一つ。1995年にスタートした美術館・博物館と生活者を結ぶメディア。

<https://artscape.jp/artword/index.php/%E3%82%A2%E3%82%A4%E3%82%BD%E3%82%BF%E3%82%A4%E3%83%97#:~:text=1920%E5%B9%B4%E4%BB%A3%E3%81%AE%E3%82%AA%E3%83%BC%E3%82%B9%E3%83%88%E3%83%AA%E3%82%A2%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%84%E3%81%A6,%E7%9A%84%E3%81%AA%E3%82%B0%E3%83%A9%E3%83%95%E3%82%A3%E3%83%83%E3%82%AF%E3%83%87%E3%82%B6%E3%82%A4%E3%83%B3%E6%89%8B%E6%B3%95%E3%80%82> (2022年1月11日、閲覧)

- xiv 「ピクトグラム 50 種類」の動画を東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 YouTube 公式チャンネルにて鑑賞できる。

<https://www.youtube.com/watch?v=G3cFB-11taE> (2022年1月11日、閲覧)

## 【参考文献】

ユニバーサルツーリズムの概要・背景・経緯などの解説は、本稿でも取上げた観光庁の公式ウェブサイトの他、その関連諸機関、地方自治体、NGO/NPO 組織、旅行会社等の民間企業が活発に行っている。以下、本稿において参照したインターネット上の情報リストを明示する。

- (1) 「ユニバーサルデザイン政策大綱」(国土交通省、2005年)

<https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/01/010711/01.pdf> (参照日：2021年1月13日)

- (2) 「誰もが旅行を楽しめる環境づくりのために ～観光の“ユニバーサルデザイン化”を目指して」(国土交通省総合政策局、2008年3月)

<https://www.mlit.go.jp/common/000059421.pdf> (参照日：2021年1月13日)

- (3) 「観光のユニバーサルデザイン化 手引き集 ～だれもが旅行を楽しめる環境づくりのために～」(国土交通省総合政策局、2008年3月)

<https://www.mlit.go.jp/common/000059422.pdf> (参照日：2021年1月13日)

- (4) 「ユニバーサルツーリズムにおけるサービス提供に関する調査 報告書」(観光庁観光産業課、2012年3月。調査委託機関：株式会社オリエンタルコンサルタンツ)

<https://www.mlit.go.jp/common/000999236.pdf> (参照日：2021年1月13日)

- (5) 「ユニバーサルツーリズムにおけるサービス提供に関する調査【概要】観光庁 観光産業課」(観光庁観光産業課、2012年3月)

<https://www.mlit.go.jp/common/000999235.pdf> (参照日 : 2021 年 1 月 13 日)